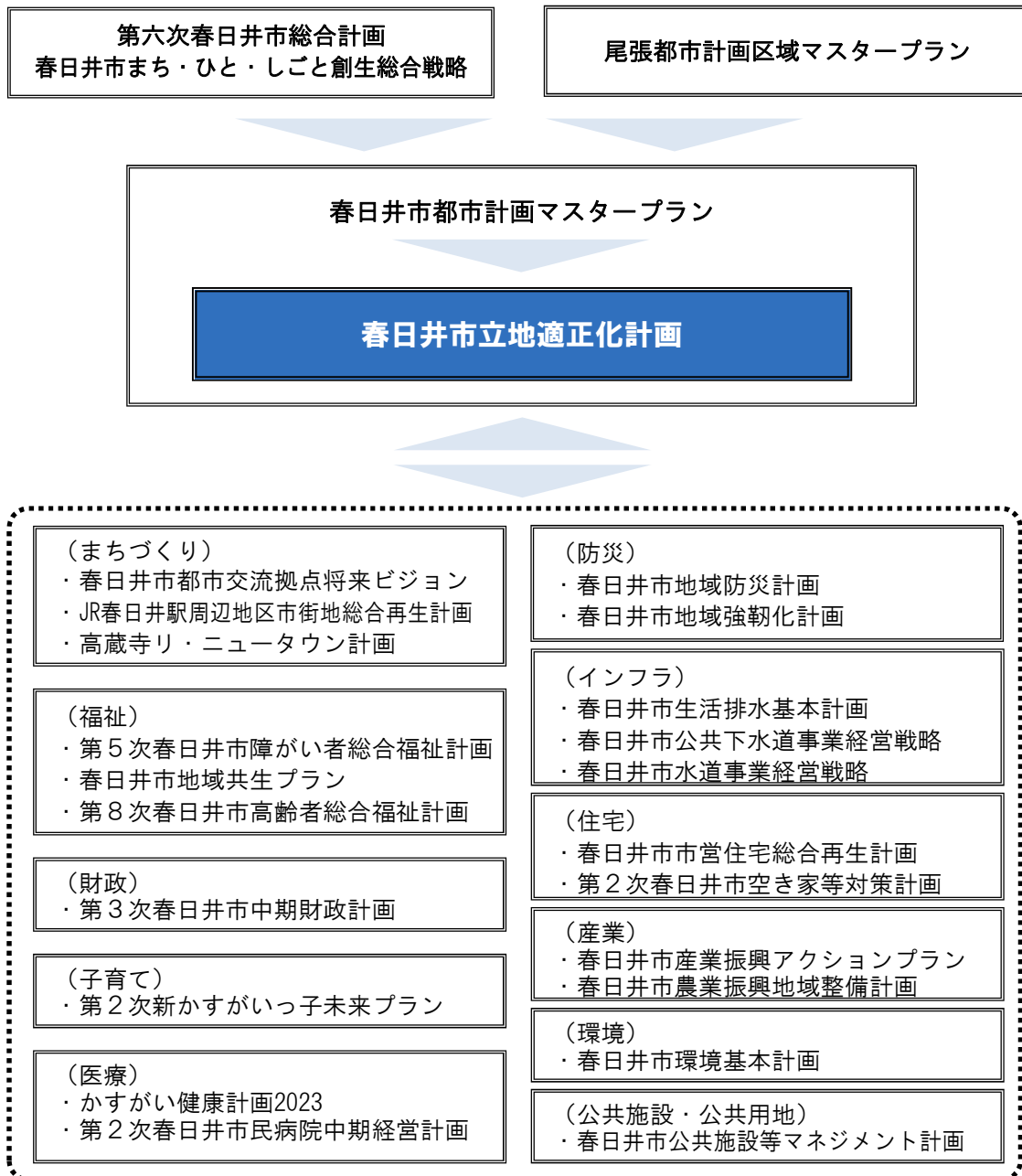


資料2：現況把握

1 上位・関連計画

立地適正化計画の策定に当たり考慮すべき既存の上位・関連計画について、目指す都市像や都市機能の誘導に関する位置づけを整理します。また、春日井市地域強靱化計画を関連計画として扱うことに関する検討資料を参考として節末に整理します。

【図 立地適正化計画の位置づけ】



(1) 第六次春日井市総合計画

「第六次春日井市総合計画」は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性などを示したものであり、本市のまちづくりの総合的な指針となります。

「第六次春日井市総合計画」では、「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」を将来像として、その実現のために、鉄道駅周辺を、多様な都市機能を集約して利便性の高い拠点とすることを推進し、それぞれの地域の個性と特長を活かし、拠点を核とした新たな交流の場やにぎわいの創出を図るとしています。また、住環境と自然環境に配慮した秩序ある土地利用のもと、未来への活力の創出や生活環境の改善を図るとしています。

策定年月	2023年（令和5年）3月改定
策定主体	春日井市
計画期間	2018年度（令和5年度）～2037年度（令和19年度）
概 要	
◆将来像 暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい	
◆基本目標	
基本目標1 安全・安心なまち	
政策方針	
防災	自助・共助・公助の切れ目ない連携に基づく災害に強いまちづくり
生活安全	市民・地域・行政が一体となり、犯罪や交通事故を減らす安全なまちづくり
健康	私たち一人ひとりがいつでも「健康」を意識し、生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるまちづくり
福祉	高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり
基本目標2 子どもの笑顔があふれるまち	
政策方針	
子育て	安心して子どもを産み、育てることができる環境の中で、全ての子どもがいきいきと育ち、全ての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくり
教育	社会全体で良質な学びの場を提供し、次世代を担う子どもの健やかな心身と確かな学力を育むことができるまちづくり
基本目標3 思いやりと生きがいが育つまち	
政策方針	
市民活動	地域の課題解決に向けて、市民・地域・行政がそれぞれの特性を活かした連携ができるまちづくり
共生	誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくり
文化・スポーツ	誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」文化やスポーツに親しみ、生きがいを持って、心豊かに暮らすことができるまちづくり

基本目標 4 活力とやすらぎのあるまち

政策方針

都市基盤	快適な都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した誰もが住み続けたくなるまちづくり
産業	未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、誰もが安心して働けるまちづくり
環境	私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり

◆施策

①防災・生活安全

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進します。
- 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実、避難所の生活環境の向上を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備します。
- 災害時における交通遮断の回避と緊急輸送路の確保のため、居住地域の災害リスクの軽減を図るとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- 台風や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、河川の整備・維持管理や雨水対策施設の充実などの治水対策を促進します。

②健康・福祉

- 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。

③子育て・教育

- 保育園などの整備、多様で良質な保育サービスの提供を行い、保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するほか、地域の支えのなかでの子育て子育て支援を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。

④市民活動・共生・文化・スポーツ

- 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。
- 身近にスポーツに親しむことができる機会や場を確保し、生涯スポーツやコミュニティスポーツを推進するとともに、スポーツ活動を支える人材の育成を促進し、誰もがいつでもスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- 公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。

⑤都市基盤

- 良好な市街地の整備と保全のもと秩序ある土地利用を促進するなかで、鉄道駅周辺の整備促進や地域の特性に応じた拠点の形成と活用による活性化のほか、都市機能の誘導・充実を図り、魅力ある住環境の形成や新たな交流とにぎわいの創出を推進します。
- 多様な交通手段や新たな技術を活用し、住み慣れた地域での生活を支える公共交通の利便性の向上と利用促進を図るほか、地域の実情に合わせた移動手段の確保や日常生活に必要な機能の集約を促進します。
- 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。
- 空き家等の問題解決を図るため、関係機関と連携し、利活用の促進など、空き家等の対策を推進します。
- 新たな企業の誘致を推進するとともに、事業拡大に対応した企業立地を支援し、地域経済の発展や雇用の創出を図ります。
- 春日井の魅力となる地域資源の活用と創出を推進するとともに、地域の商業の活性化を促進し、交流機会の充実と地域のにぎわいの創出を図ります。

◆まちづくりの進め方

①公共施設等の効果的な活用

(1) 既存施設の長期活用

既存の公共施設等の適切な維持管理による長寿命化を推進し、これらの長期活用と安全確保を図るとともに、これらの更新や維持管理を総合的かつ計画的に行うことで経費の抑制を図ります。

(2) 付加価値の創出

公共施設等の大規模修繕に合わせ、新たな交流の場やにぎわいの創出などの付加価値を備えた整備に努め、各施設の機能を最大限に活かすための施設整備を推進します。

(3) 未来への投資

公共施設等の新設を行う場合は、市民ニーズや費用対効果の検証を行った上で、施設の複合化や統合など効果的な活用と経費の抑制を図ります。

②効果的な土地利用の推進

(1) 都市機能の誘導

人口減少に対応できるよう市街化区域内に居住や医療、福祉、商業などの適切な都市機能の誘導・集約化を推進し、魅力的な居住環境の形成を図ります。

(2) 都市拠点の形成

鉄道駅周辺においては、多様な都市機能を集約して利便性の高い拠点づくりを推進するほか、それぞれの地域の個性と特長を活かし、拠点を核とした新たな交流の場やにぎわいの創出を図ります。

(3) 秩序ある土地利用

無秩序な開発を抑制することで豊かな自然を保全し、憩いとやすらぎのある空間の活用を図るほか、住環境と自然環境に配慮した秩序ある土地利用のもと、未来への活力の創出や生活環境の改善を図ります。

（２） 第２期春日井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

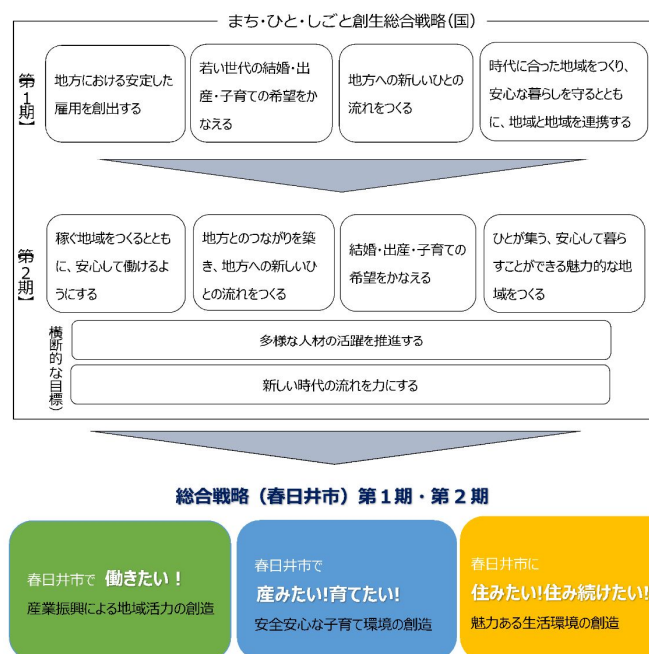
「第２期春日井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、本市が定める計画です。「人口ビジョン」を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に向けた目標、施策に関する基本的方向等について定めています。

「春日井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後見込まれる人口減少、少子高齢化の課題に取り組み、持続的な成長を推進するため、「春日井市で働きたい！」「春日井市で産みたい！育てたい！」「春日井市に住みたい！住み続けたい！」を３つの基本目標として、産業振興による地域活力や安全安心な子育て環境、魅力ある生活環境の創造を図るとしています。

策定年月	2020年（令和２年）２月
策定主体	春日井市
計画期間	2020年度（令和２年度）～2024年度（令和６年度）

概 要

◆基本目標



◆基本目標１ 「春日井市で働きたい！」～産業振興による地域活力の創造～

基本的方向

- ① ものづくり産業の集積する中部経済圏に位置し、広域交通アクセスに恵まれ、製造業を中心に幅広い産業が集積している本市の強みを活かし、今後も企業誘致による多様な産業の集積を進め、変化の激しい経済社会に対応できる安定した雇用を目指します。
- ② 県営名古屋空港周辺は、航空宇宙産業の集積地として、大きく成長することが期待されるため、航空宇宙関連企業を始めとした高度先端産業の誘致を積極的に進め、活発なビジネスが展開されるまちづくりを目指します。
- ③ 市内事業所の多くを占める中小企業の発展は、雇用の創出や経済活性化に大きく寄与するため、新たな領域に挑戦する創業への支援、競争力の強化、販路開拓、人材育成等を支援し、

市内事業者の成長を促進します。

- ④ 名古屋駅周辺の再開発による求心力の高まりのほか、2027年にはリニア中央新幹線の開業により首都圏をはじめとした新たな交流圏の形成が期待されるため、社会経済状況を注視し、地域経済の活性化を図ります。
- ⑤ 労働力の減少を見据え、質の向上による生産性の向上を目指し、働く者が意欲と能力を十分発揮し、安心して働くことができる環境の整備に向けて「働き方改革」を進めます。

◆基本目標2 「春日井市で産みたい！育てたい！」～安全安心な子育て環境の創造～

基本的方向

- ① 少子高齢化が進むなか、子どもは「地域の宝」です。子育てが家族をつなぎ、地域をつなぐ「かすがい」となり、全ての子どもがいきいきと育ち、全ての子育て家庭がいきいきと暮らすまちを目指します。
- ② 結婚・出産・子育ての希望がかなえられるような社会となるよう、国や愛知県等と晩婚化・未婚化等の課題を共有し、地域、企業など社会全体での課題解決に向けた取組みを促進します。
- ③ 全ての子育て家庭が安心して過ごせるよう、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を推進するほか、家庭だけでなく、地域、学校、企業など社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、これらを通して、「子育て」だけでなく、「子育てち」、「親育ち」、「地域育ち」につなげていきます。
- ④ 全ての子どもが健やかに育つよう、ニーズに応じた保育サービスを充実させるほか、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力の養成や、豊かな人間性を育むための教育を実施します。
- ⑤ 若い世代や子育て世代の転入・定住を促進するため、交通の利便性、幅広い産業の集積、豊かな自然など、良好な住環境を本市の強みとして発信するほか、出産・子育てへの支援や教育の充実など、新たな強みの創造を目指します。

◆基本目標3 「春日井市に住みたい！住み続けたい！」～魅力ある生活環境の創造～

基本的方向

- ① 2016年に行った市民意識調査では、「春日井市は暮らしやすい」と思う人が88.0%にも上り、本市の人口は近年微増を続けてきました。今後も、交通の利便性、良好な住環境、豊かな自然環境など本市の強みを磨き上げ、都市の活力を維持し、誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進します。
- ② 名古屋市のベッドタウンとして開発された高蔵寺ニュータウンの人口は減少傾向ですが、計画的に整備された都市基盤や、豊かな自然環境を活かし、新たな価値の創造を目指します。また、地域活性のモデル地区として、この地区における取組みの成果を課題が類似する地区に活用します。
- ③ 高齢化の進展は、市民生活に影響を与えるほか、地域社会のあり方を含め社会経済をも大きく変えています。誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で安心して暮らし続けられるよう、健康・生きがいのづくりの推進や高齢社会への対応に取り組むとともに、保健・医療・福祉・介護の有機的な連携を図ります。

-
- ④ 市民の安全で快適な生活を確保するための施設等を効果的・効率的に整備するとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」ための取組みを推進し、まちも心も明るい「安全都市・春日井」の実現を目指します。
 - ⑤ まちづくりにおいて、市民との協働は不可欠です。地域の多様な人材やアイデアを活かして様々な課題に的確に対応するとともに、多くのつながりと信頼を深め、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりに留まらず、次世代の人々も安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 春日井市都市計画マスタープラン

「春日井市都市計画マスタープラン」は、都市計画法18条の2の規定に基づき、本市が定める計画です。「第六次春日井市総合計画」及び愛知県が定める「都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」を踏まえつつ、土地利用やまちづくりの基本的な方針を明らかにしています。

「春日井市都市計画マスタープラン」では、「心地よく住む にぎわいを生む 元気が集う 春日井～20年後も誇れる春日井であり続けるために～」を基本理念とし、まちの資産を上手に使い、育て、住みやすく移動しやすい都市づくりを目指すとしています。

将来都市構造について、鉄道駅周辺を「都市交流拠点」と位置づけ、「鉄道駅やバスターミナルを中心とした交流の玄関口となる拠点として、日常生活の利便に資する商業の集積を図ります。JR春日井駅周辺から市役所周辺にかけては、行政、文化施設の集積も図ります。」としています。

策定年月	2020年（令和2年）3月			
策定主体	春日井市			
計画期間	2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度）			
概 要				
◆将来都市フレーム				
(1)人口の推計				
293,930人				
(2)世帯数の推計				
133,137世帯				
(3)住宅地フレーム				
区 分	現状面積	将来面積	市街化区域内 確保面積	拡大必要面積
住宅地	1,784ha	1,990ha	128ha	55ha（ネット） 78ha（グロス）
(4)市内総生産の推計				
1,023,176百万円				
(5)産業用地（工業用地＋商業用地）フレーム				
区 分	現状面積	将来面積	市街化区域内 確保面積	拡大必要面積
産業用地	418ha	519ha	1ha	100ha（ネット） 139ha（グロス）
◆都市像				
『心地よく住む にぎわいを生む 元気が集う 春日井 ～20年後も誇れる春日井であり続けるために～』				

◆都市づくりの目標

①暮らしやすく居心地のよい住環境づくり

本市は、土地区画整理事業の推進などにより、名古屋市からの交通利便性を活かしたベッドタウンとして良好な住宅地を形成してきました。今後も、住み続けることができるように、そしてまた、「ライフタウン」として、さらなる「暮らしやすさ」を追求するため、良好な住環境の形成を目指します。

また、高蔵寺ニュータウンをはじめとする昭和30年代から50年代に開発された住宅地については、一部で高齢化が進行しているほか、将来的に空き家などの増加も懸念されることから、高齢者が安心して暮らすことができる住宅地や既存住宅のリノベーションによる新たな価値の創造など、多世代のニーズに応じた柔軟な住環境づくりを目指します。さらには、今後予測されている人口減少へ対応するためにも、生活利便性の高い地域における空き地などの既存ストックを活用した魅力的な住宅地の創出を目指します。

②誰もが便利で利用しやすい交通環境づくり

本市は、東名高速道路（春日井インターチェンジ）、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道（勝川インターチェンジ、松河戸インターチェンジ）、一般国道19号や155号などの幹線道路網や県営名古屋空港に隣接するなど利便性の高い広域交通網を有しています。一方で、これまでの自動車交通の増加や本市を通過する流入交通などにより、一部の幹線道路では日常的に渋滞が発生しています。

そのため、市内及び近隣市町へ快適な移動ができる交通環境の提供に向けた道路交通網の充実を目指します。

また、「通勤・通学」目的の移動実態において名古屋市や小牧市とのつながりが強い本市においては、鉄道駅周辺の利便性向上が重要となることから、安全で利用しやすい交通結節機能の充実を目指します。さらには、過度に自家用車に依存せず、快適に暮らせる便利な移動環境づくりに向け、バスネットワークの充実や自動運転などを活用したラストマイルの交通の確保、バリアフリーへの対応など安全な歩行空間の形成を目指します。

③元気で安定的な産業基盤づくり

本市は、県営名古屋空港が隣接しているほか、高速道路や幹線道路により利便性の高い広域交通網を有しているなど、産業活動における立地環境として恵まれた条件を有しており、食品、印刷、製紙、住宅、電子産業など、幅広い産業集積があり、引き続き、立地企業の定着を目指します。

利便性の高いインターチェンジ周辺や主要幹線道路沿道などの交通環境が充実した地域において、多様な主体・手法により企業用地の確保を図ります。また、幅広い産業がバランス良く立地する環境を活かした、様々な業種の企業誘致を効率的に進め、雇用の増加とともに、市内企業の流出防止と投資拡大、市内企業間取引の拡大などを図り、地域経済の好循環に取り組み、さらなる経済成長を目指します。

④思わず立ち寄りたくなるまちなかづくり

本市は、JR中央本線や名鉄小牧線などが運行しており、12の鉄道駅を有しています。

鉄道駅は、日々多くの市民が行き来する空間であり、それぞれの地域のまちの顔となる場所となっています。そのため、快適な駅周辺の滞留空間の形成や、空き店舗などの効率的な循環を図り、駅利用者が日常生活の中で立ち寄りたくなる魅力的なにぎわい空間の形成を目指します。

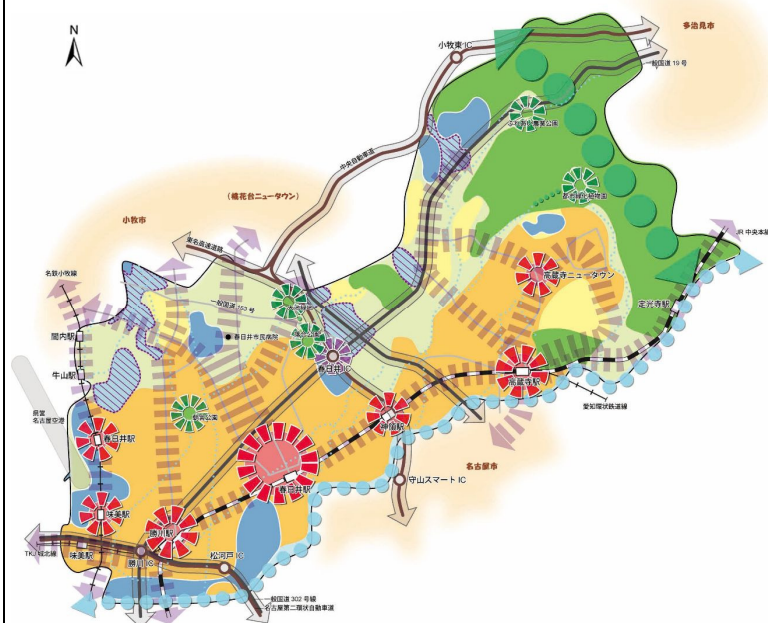
今までに整備してきた公園や緑道など、子どもの遊び場や地域住民の交流、憩いの場を確保し、子育て世代が利用しやすい環境の充実を目指します。

⑤災害に強いまちづくり

本市は、庄内川や内津川など多くの河川を有しており、良好な自然景観や生活に潤いを与える一方で、近年の異常気象による集中豪雨などにより、市民の生命と財産を脅かす側面を有していることから、洪水時の被害を最小限にするための都市基盤の形成を目指します。

また、発生が懸念される南海トラフ地震を含め、災害時に迅速かつ安全に避難行動ができるよう、防災・減災に向けたまちづくりを目指します。

■将来都市構造



◆将来都市構造の構成要素の概要

種別	位置づけ
工業ゾーン	工場地として利便性を高めるための土地利用を誘導する地域を指します。 住宅地に隣接する地域は、緩衝緑地や敷地内緑化を充実させ、住環境と調和した職住近接の地域を目指します。
一般住宅ゾーン	良好な住環境を維持し、適切な土地利用の規制・誘導を図る地域を指します。
居住促進ゾーン	既存の都市基盤による利便性を活かし、住みたくなる地域づくりに向けた土地利用の促進を目指します。
商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域を指します。
農住共生ゾーン	優良な農地の保全や、住環境の保全などのため、土地利用の維持・活用を目指します。
公園・緑地ゾーン	自然資源を保全するとともに有効に活用し、憩いを与え交流の場となる公園・緑地の形成を誘導する地域を指します。
産業誘導ゾーン	新たな産業系の土地利用を誘導する地域として、周辺の環境に配慮した地区の形成を目指します。
都市交流拠点	鉄道駅やバスターミナルを中心とした交流の玄関口となる拠点として、日常生活の利便に資する商業の集積を図ります。ＪＲ春日井駅周辺から市役所周辺にかけては、行政、文化施設の集積も図ります。
緑の拠点	自然レクリエーションの中心となる拠点として、四季折々の花木や草花を観賞できるなど自然とふれあうことのできる場の形成を図ります。
広域交通拠点	都市間の広域交通の拠点として、インターチェンジ周辺という交通利便性を活かした産業の形成を図ります。
自動車交通軸	本市の広域交通ポテンシャルの骨格となる道路網の形成を図ります。
公共交通軸	市内及び周辺都市との多様な交通手段の提供に向け、利便性の高い交通軸の形成を図ります。
うるおい軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を促進する河川や緑道。
緑のスカイライン	緑を保全し、連続性のある緑のスカイラインを守る地域。

（４） 尾張都市計画区域マスタープラン

「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）」は、都市計画法６条の２の規定に基づき県が定める計画です。広域的な見地から、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにしています。

本市を含む７市２町を一体の都市圏として「広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり」を都市づくりの基本理念として、集約型都市構造への転換や対流の促進、産業集積、安全な暮らしの確保、環境負荷の小さな都市づくりの推進を図るとしています。

将来都市構造について、JR春日井駅周辺地区を、「多くのヒトやモノが活発に動き、広域的な都市機能が集積する区域拠点」と位置付けています。

策定年月	2019年（令和元年）３月
策定主体	愛知県
計画期間	2020年度（令和２年度）～2030年度（令和12年度）
概 要	
◆都市づくりの基本理念 広域からヒトやモノが集まるとともに、 歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり	
◆将来都市像	
①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に係る将来都市像	
○一宮駅周辺および鳥居松・JR春日井駅周辺地区に広域的な都市機能の集積が進み、区域の生活や経済活動を支えています。また、主要な鉄道駅周辺などにおいては便利で生活に必要な都市機能が集積し、地域の生活を支えています。	
○多様な都市機能が集積する地区およびその周辺やそれら地区へのアクセス利便性が高い地域において質の高い居住空間を有する市街地が形成され、多様な世代が暮らし、日常生活に必要なサービスを享受できています。	
○郊外の既存集落地において、日常生活に必要な機能や地域住民の交流・地域活動などを行う場所が確保され、地域のコミュニティが維持されています。	
②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に係る将来都市像	
○県営名古屋空港の機能強化、名古屋都心部を中心とした放射環状軸の一角を担っている東名・名神高速道路をはじめとする広域交通体系の充実により、県内外との連携が一層図られ、ヒト・モノなどの対流が拡大しています。	
○犬山城や山車行事などの豊富な歴史・文化資源、あいち航空ミュージアムなどの観光資源の連携を活かし、様々な対流・ふれあいが生まれ、にぎわいが創出されています。	
○木曽川、庄内川や東部の丘陵地をはじめとする豊かな水と緑の活用と連携が図られ、快適な暮らしを支えるとともに、レクリエーションなどを楽しむ多くの人が広域から訪れる観光交流エリアが形成されています。	

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に係る将来都市像

- 広域交通の利便性が高い地域を中心に多様な産業が集積する工業地が形成され、伝統的な産業の継承と次世代産業の育成が進んでいます。
- 全国有数の農業県を支える優良な農地が保全されています。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に係る将来都市像

- 地震、風水害、土砂災害などへの対策が講じられ、安全安心な暮らしの場の確保が進められています。
- 円滑な救急活動や物資輸送が可能となる緊急輸送道路や避難場所、防災活動の拠点が確保され、災害に対する備えが充実しています。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に係る将来都市像

- 市街地では、防災空間や都市生活に潤いと安らぎを与える公園・緑地などのオープンスペースが確保され、農地の保全が図られるとともに民有地の緑化が進み、良好な都市環境が形成されています。
- 中央部や南西部に広がる農地、東部のまとまりのある森林が保全されることにより、豊かな自然環境が維持されています。
- 自動車に過度に依存しない集約型都市構造への転換や地域におけるエネルギーの効率的な利用が進むとともに、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化が推進され、都市部の低炭素化が進んでいます。

◆都市づくりの目標

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標

- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、一宮駅およびJR春日井駅などの主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住者を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市街地の形成を目指します。
- 各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型都市として公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を目指します。
- 今後も人口や世帯数の増加が見込まれる地域では、必要に応じて鉄道駅や市街化区域の周辺など、既存ストックの活用が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。
- 郊外の人口密度が低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。
- 市街化調整区域に広がるDIDを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集約型都市構造への転換に向けて、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、都市部への居住を誘導するとともに、現在の生活利便性や地域のコミュニティ維持していくため、日常生活に

必要な機能の維持を目指します。

- 高蔵寺ニュータウンをはじめとする郊外の大規模住宅団地では、公共交通利便性が高い地区に都市機能を集約し、暮らしやすい市街地を維持していくとともに、若い世代をはじめとする居住を促進し、多世代が共生・交流する市街地の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標

- 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。また、昇龍道プロジェクトなどの中部圏の観光に資する観光地間の周遊性の向上を目指します。
- 歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史・文化資源を活かした魅力ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、農業や繊維産業などの地場産業が培ってきた地域の魅力を向上させ、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街のにぎわいの再生を目指します。
- 県営名古屋空港や県内外を連携する広域交通体系を最大限活用するとともに、リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- 広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などとのアクセス性の向上を目指します。
- 道路の交通を著しく阻害している踏切において、沿線のまちづくりと連携した道路と鉄道の立体交差化を進めるなど、道路と鉄道の機能強化を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標

- 都市の活力を向上させていくため、県営名古屋空港周辺などの既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、県営名古屋空港周辺などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成を目指します。
- 工作機械産業などの既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。
- 無秩序な市街地の拡大や都市機能の立地を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導により農業を支える基盤である優良農地の保全を目指します。
- 農地を守るために必要となる農村集落については、日常生活に必要な機能や生活基盤を確保し、居住環境や地域のコミュニティの維持を目指します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

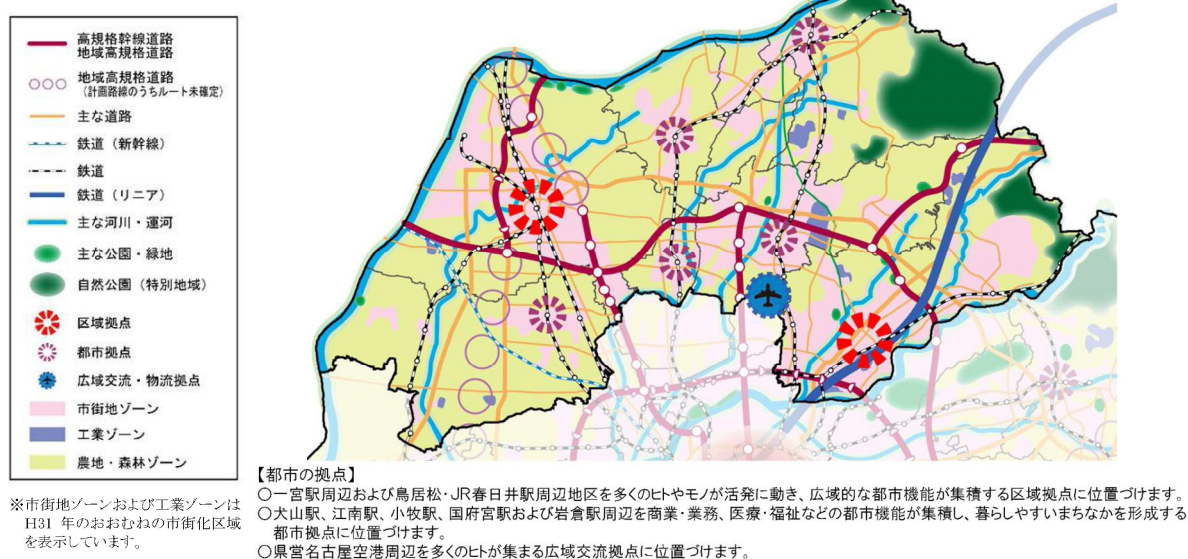
- 木曽川周辺などの洪水・内水による浸水、東部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況または整備見込などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指します。

- 道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路を整備するとともに、避難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市構造の構築を目指します。
- 市街化の進展が著しく、特定都市河川流域に指定された新川流域では、雨水を貯留・浸透させる施設の設置などの流出抑制を促進します。
- 地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組など、速やかな復興への備えを推進します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

- 中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。
- 新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。
- 木曽川、庄内川、五条川、内津川、日光川などの河川や木曽川周辺の大規模な公園、緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指します。

■都市づくりの目標＜将来都市構造図＞



（参考）地域強靱化計画の位置づけについて

立地適正化計画における、地域強靱化計画の上位・関連計画としての位置づけについて、以下の事例調査・整理を行いました。この結果を踏まえ、春日井市立地適正化計画では関連計画として扱うこととします。

1. 立地適正化計画での地域強靱化計画の位置づけに関する事例について

■防災指針公表済みの東海4県の都市の地域強靱化計画の掲載状況

市町村名	策定・改定日	地域強靱化計画の 上位計画としての掲載状況
東海市	2022年（令和4年）3月改定	掲載なし
知多市	2022年（令和4年）3月変更	掲載なし
尾張旭市	2022年（令和4年）3月策定	掲載なし
各務原市	2022年（令和4年）3月策定	掲載なし
島田市	2022年（令和4年）4月更新	掲載なし

2. 都市計画法及び都市計画法運用指針上での扱いについて

都市再生特別措置法第81条第17項の記載では、総合計画と都市計画区域マスタープランに即し、都市計画マスタープランと調和が保たなければならないとしています。そのため、法律での記載からは総合計画と都市計画区域マスタープランを上位計画とし、都市計画マスタープランとは整合させる必要があると考えられます。

また、都市計画法運用指針のP57～59では、立地適正化計画は市町村マスタープランの一部であり、都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとしています。国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）については内容の整合を図ることが重要での記載に留まっています。

以上のことから、地域強靱化計画を上位計画として整理する立地適正化計画は多くないと考えられます。

<都市再生特別措置法 第81条第17項>

立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

<都市計画法運用指針 第12版 P59>

⑩ 防災・減災

防災指針の作成に当たっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画など市町村の防災・減災対策に係る計画との内容の整合を図ることが重要である。このほか、他の主体が実施する防災・減災対策を定める計画（河川整備計画等）に位置づけられている対策が、当該市町村における災害リスクの低減に関わる場合には、これらの計画との連携を図ることが望ましい。

(参考) 東海市立地適正化計画の上位関連計画の整理

2.8. 都市計画マスタープラン等との関係

都市計画運用指針では、立地適正化計画は都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するもので、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープラン（都市計画マスタープラン）の一部とみなされるとしています。

ただし、都市計画マスタープランが居住や都市生活だけでなく、工業や流通等の経済活動も含めた総合的な分野に及ぶマスタープランであるのに対して、立地適正化計画は医療・福祉・子育て支援も含めた生活サービス機能や公共交通の分野に関するマスタープランとなります。

このため都市分析、課題抽出、拠点設定等において都市計画マスタープランの視点とは異なってきますが、多くの分野で重複してくるため連携を図ることが必要です。あわせて、地域公共交通網形成計画（地域公共交通計画）や住宅マスタープラン等、関連する分野別計画との整合等にも留意します。

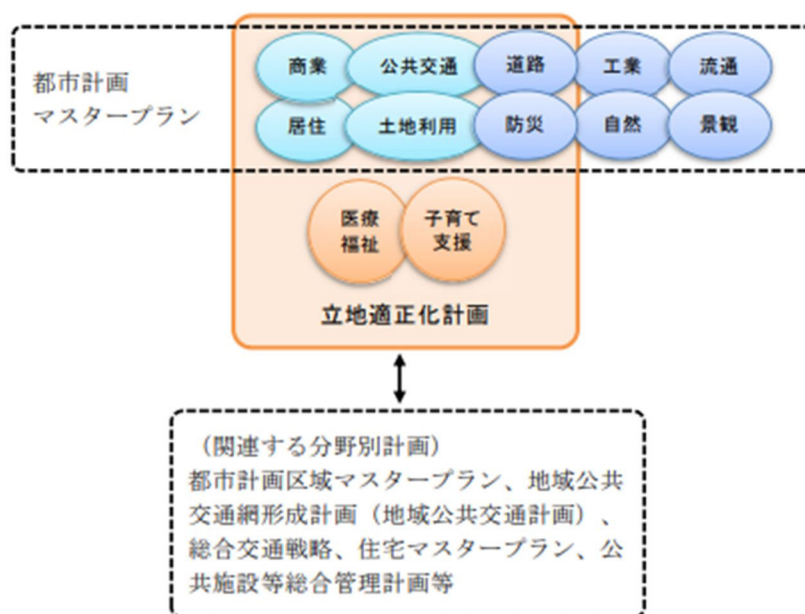


図 都市計画マスタープランと立地適正化計画の対象とする分野の関係イメージ

(参考) 知多市立地適正化計画の上位関連計画の整理

1 第6次知多市総合計画

計画の位置付け

- 行政だけでなく、本市に関わりのあるすべての人が共有する公共計画と位置付け、計画の策定段階から市民や本市のまちづくりに関わる多くの人が積極的にに関わり、市民協働により策定
- 本市のめざす「理想の未来」とそれを実現するためのまちづくりの方向性を示すものであり、個別計画の基本となる最上位計画
- 平成27(2015)年度に策定した「知多市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間満了に伴い、新たな総合戦略を第6次知多市総合計画に包含し、効果的かつ効率的に取組を推進
- SDGs(Sustainable Development Goals)が掲げるゴールは、本市の「理想の未来」に通じるものであり、「理想の未来」を実現するための様々な取組を通してSDGsを推進

2 知多市都市計画マスタープラン

都市づくりの課題 (強みを生かす課題:○、弱みを克服する課題:●)

【都市の骨格】

集約型都市構造への転換 - 都市機能の集積度向上が求められている -

○朝倉、巽ヶ丘、新舞子駅といった主要な鉄道駅等を核とした集約型都市構造への転換

○市民が移動しやすい公共交通や道路の交通ネットワークの形成

●朝倉駅周辺等の商業地におけるにぎわいの創出

●将来の人口減少に抑制をかけるとともに増加傾向にある世帯数を受け入れる集約型都市構造の転換に資する新たな市街地の確保

3 その他関連計画の整理

その他計画の中に地域強靱化計画の記載なし

(参考) 尾張旭市立地適正化計画の上位関連計画の整理

1-4. 計画の位置付け

本計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして、尾張旭市都市計画マスタープランの一部として策定するものです。

そのため、上位計画である尾張旭市第五次総合計画や愛知県が策定する名古屋都市計画区域マスタープランに即するとともに、公共交通や、住宅、産業、医療、福祉、防災等の多様な関連分野との連携を図る必要があります。

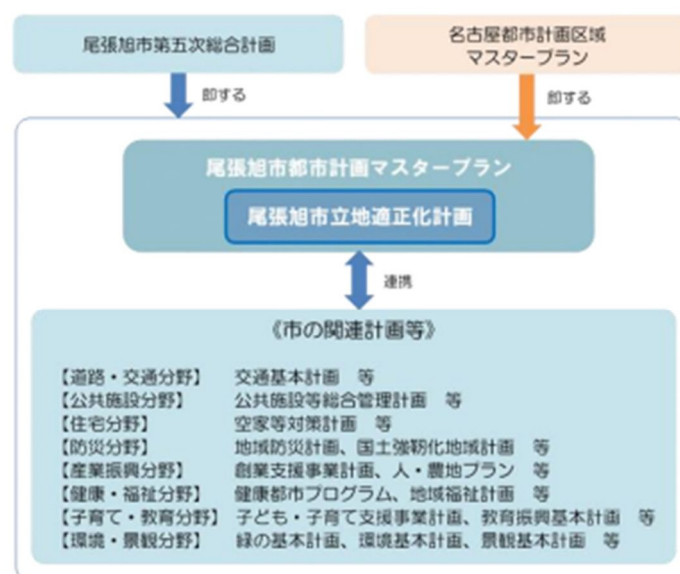


図 計画の位置づけ

(参考) 各務原市立地適正化計画の上位関連計画の整理

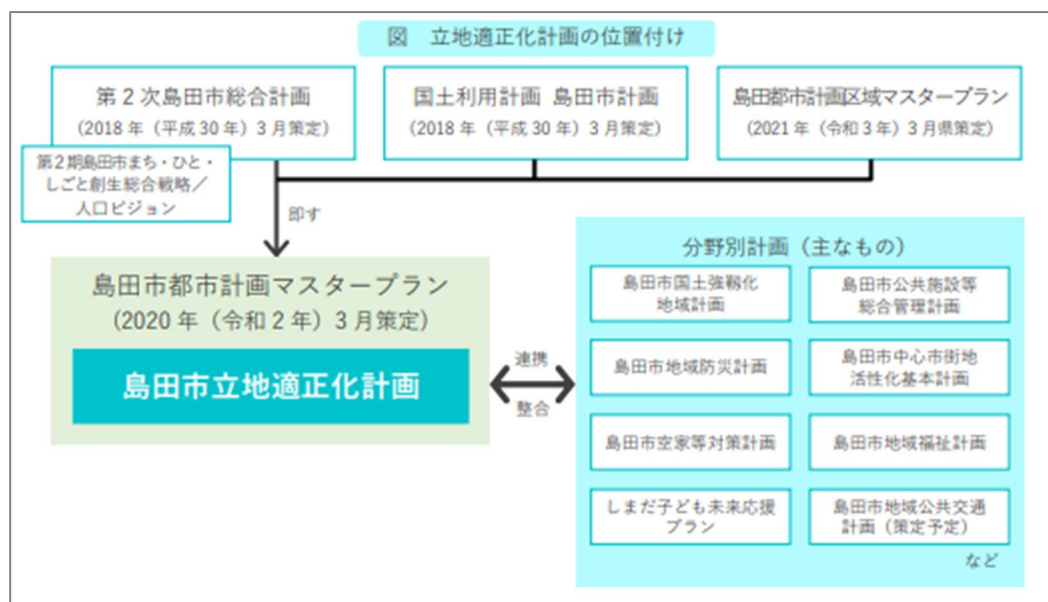
2章. 上位計画・関連計画の整理

本計画を策定するにあたり関係する主な上位計画・関連計画について整理し、目指すべき将来像や都市構造との整合を図ります。

＜上記の章で整理されている計画＞

- (1) 各務原市総合計画
- (2) 各務原市人口ビジョン
- (3) 各務原都市計画区域マスタープラン
- (4) 各務原市都市計画マスタープラン
- (5) 各務原市地域公共交通網形成計画

(参考) 島田市立地適正化計画の上位関連計画の整理



2 現況把握

(1) 市街地の形成過程

1889年（明治22年）の市制及び町村制の実施に伴い、合併・改称・村制により市制以前の各町村が成立しました。その後、1906年（明治39年）に東春日井郡の多くで再編による合併が行われた後、1943年（昭和18年）に勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村が合併し、春日井市が誕生しました。1943年（昭和18年）の市制施行時は、名古屋市に隣接する勝川駅から春日井駅の周辺に市街地が形成されていました。1958年（昭和33年）には、高蔵寺町と坂下町を合併し、現在の春日井市となりました。

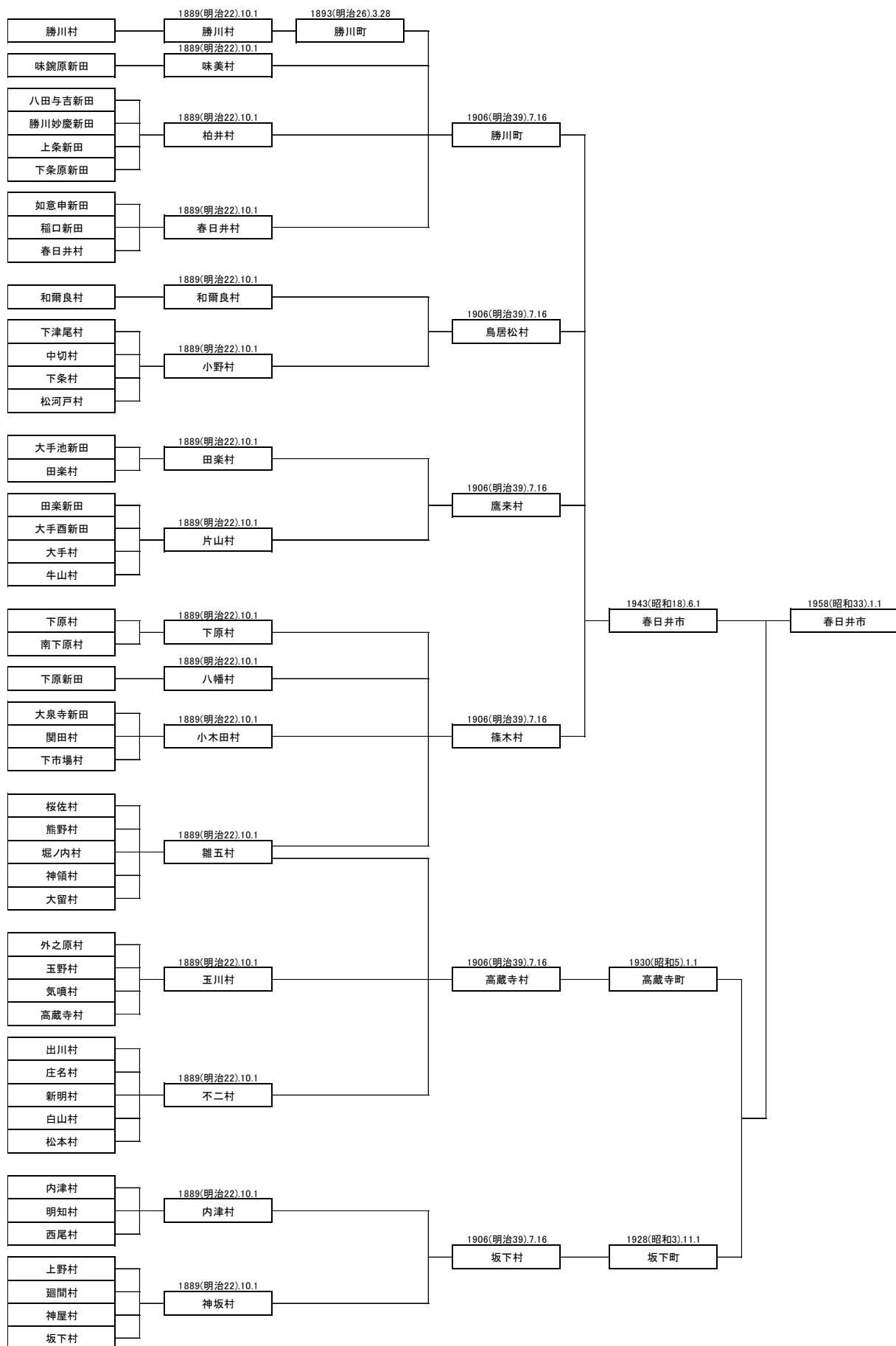
その後、名古屋都市圏における人口増加の受け皿として、土地区画整理事業の推進、高蔵寺ニュータウンの建設が始まり、名古屋都市圏における衛星都市として市街地の形成が進みました。その後も良好な居住環境の形成に重点をおいた都市づくりを進め、人口30万人を擁する中部圏の中堅都市として発展しています。

【表 主な沿革】

年	主な内容
1889年（明治22年）	市制及び町村制の実施に伴い、合併・改称・村制により各町村が成立
1900年（明治33年）	中央本線（名古屋多治見間）の開通 勝川駅、高蔵寺駅の開設
1906年（明治39年）	勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村、高蔵寺村、坂下村となる
1924年（大正13年）	定光寺駅の開設
1927年（昭和2年）	鳥居松駅（現春日井駅）の開設
1928年（昭和3年）	坂下村に町制施行
1930年（昭和5年）	高蔵寺村に町制施行
1943年（昭和18年）	勝川町、鷹来村、篠木村、鳥居松村の4町村が合併し、市制施行
1951年（昭和26年）	神領駅の開設
1953年（昭和28年）	人口が5万人を突破
1958年（昭和33年）	高蔵寺町と坂下町が春日井市に合併
1963年（昭和38年）	人口が10万人を突破
1966年（昭和41年）	高蔵寺ニュータウンの建設開始
1968年（昭和43年）	高蔵寺ニュータウンの入居開始 東名高速道路春日井インター開通
1969年（昭和44年）	人口が15万人を突破
1970年（昭和45年）	市街化区域、市街化調整区域の指定
1974年（昭和49年）	人口が20万人を突破
1981年（昭和56年）	高蔵寺ニュータウン土地区画整理事業完了
1988年（昭和63年）	愛知環状鉄道が開業
1991年（平成3年）	東名阪自動車道勝川～清洲間開通
1993年（平成5年）	城北線が開業 東名阪自動車道勝川～名古屋間開通
1995年（平成7年）	東名阪自動車道勝川インターチェンジの開通 国道19号春日井バイパス全線4車線化
2001年（平成13年）	特例市へ移行
2003年（平成15年）	上飯田連絡線開業
2005年（平成17年）	人口30万人を突破
2009年（平成21年）	JR中央本線高架化が完成

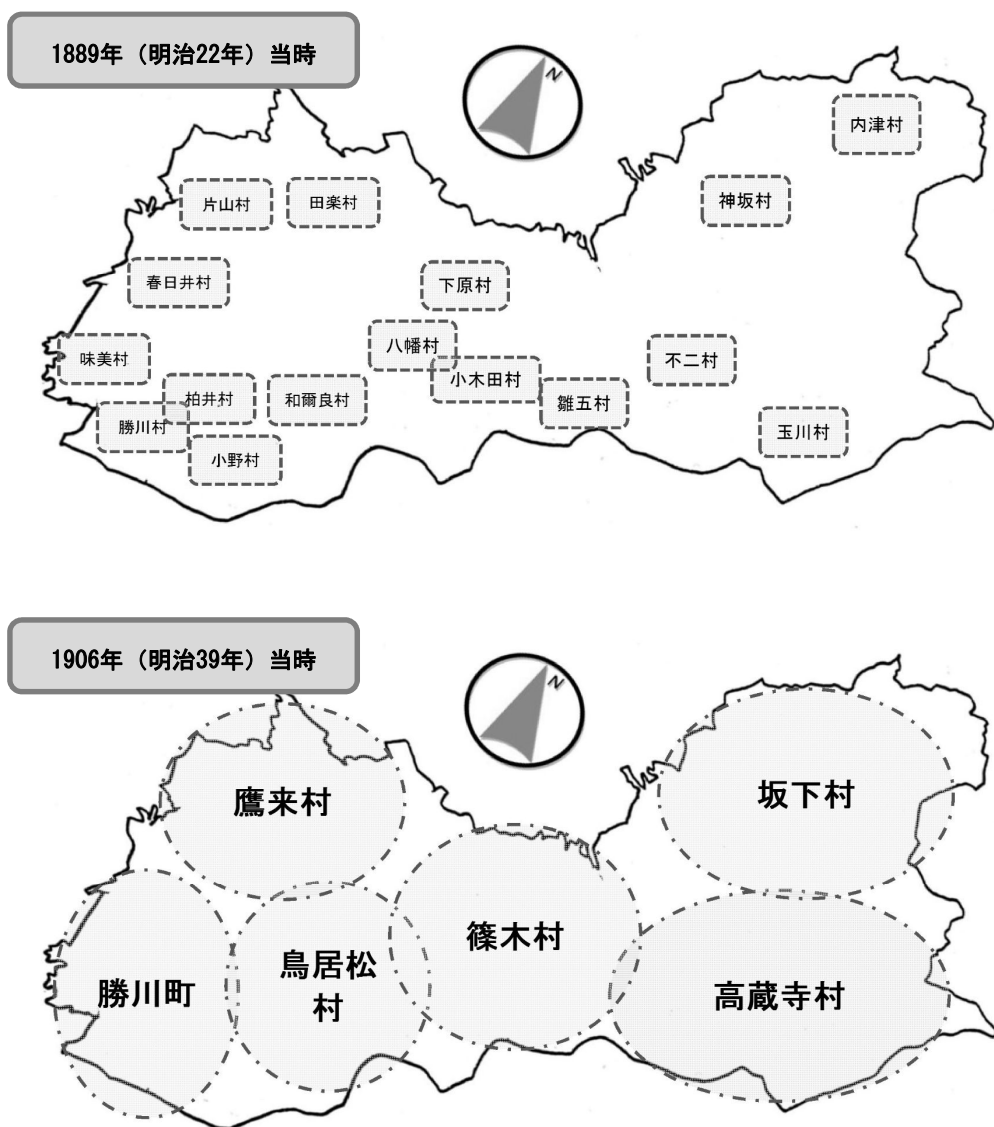
資料：春日井市資料

【図 合併の経緯】



資料：春日井市資料

【図 市制以前の状況】



資料：春日井市資料

【図 市街地形成過程】

